

「第20回コンプライアンス委員会」の概要

今回の委員会では、紀陽銀行のコンプライアンス・オフィサーの活動状況について説明を行い、下記のとおり委員の皆様から貴重なご意見を頂戴しました。

記

1. 日時

平成23年11月21日（月） 13:30～15:00

2. 場所

株式会社紀陽ホールディングス本店

3. 出席者

<コンプライアンス委員会メンバー>

委員長 水野 八郎 水野八郎法律事務所 弁護士（紀陽ホールディングス 取締役（社外取締役））

委員 月山 純典 月山法律事務所 弁護士

委員 堀井 弘明 みずほパートナーズ法律事務所 弁護士

委員 渡邊 隆文 渡辺法律会計事務所 弁護士・公認会計士

（委員の記載は五十音順、敬称略）

<当社 出席者>

片山 博臣 取締役社長（紀陽銀行 取締役頭取）

米坂 享 専務取締役（紀陽銀行 専務取締役営業推進本部長）

泉 清映 常務取締役（紀陽銀行 常務取締役）

成田 幸夫 常務取締役（紀陽銀行 常務取締役経営企画本部長）

阪本 彰央 取締役（紀陽情報システム 取締役社長）

玉井 享 常勤監査役（紀陽銀行 常勤監査役）

樋口 勝二 常勤監査役（紀陽銀行 常勤監査役）

増尾 穰 監査役（紀陽銀行 監査役）

鈴木 健次郎 グループ監査部長（紀陽銀行 取締役）

岡村 一郎 グループ監査部グループ統括リーダー（紀陽銀行 業務監査部長）

<株式会社紀陽銀行 出席者>

野田 修司 リスク統括部副部長

亀石 智明 リスク統括部部长代理

植田 健 リスク統括部調査役（コンプライアンス・オフィサー）

田中 智 リスク統括部（コンプライアンス・オフィサー）

<事務局>

葉系 正浩 グループ管理部グループ統括リーダー

安田 純 グループ管理部

4. 紀陽銀行からの説明要旨

コンプライアンス・オフィサーは、営業店等の法令等遵守態勢について点検・指導等をおこなうことを目的に配置されており、職場を訪問し、行員との直接面談等により、職場のコンプライアンス意識の浸透状況を確認するとともに不祥事再発防止策の実施状況等を点検し、適宜営業店指導や本部に対する改善のための提言等をおこなっています。

今回、コンプライアンス・オフィサーから、平成23年度上半期の活動状況について説明をおこないました。

5. 委員からのご意見・ご質問（斜字部分は当社および紀陽銀行からの回答です）

◎ 貸与携帯電話の通話履歴検証とあわせ、私物携帯電話の管理についてはどのようにしているのか。

→ 不祥事防止策として、営業担当者には貸与携帯電話の使用を義務づけていますが、それを貸与する際に、私物携帯電話を役席が預かり鍵のかかるトレーなどに保管し、外訪営業中は私物携帯電話を使用できないようにしています。

◎ コンプライアンス意識の啓蒙のため、職場内で「法令等遵守マニュアル」や「事務の基本動作ABC」の読み合わせが日常的に行われているようであるが、どのように読み合わせしているのか。

→ 「法令等遵守マニュアル」や「事務の基本動作ABC」は、テーマが多岐に渡っているため、朝礼等において、1回につき1テーマ毎、ページ数でいうと1、2ページの読み合わせを継続的に実施している営業店が多いです。

◎ クレジット・ポリシー（融資の基本姿勢）についての理解度の確認や指導を行うなかで、他行で発生した不祥事件等も参考事例として取り上げて紹介しているとのことであるが、具体的にどのような事例か。

→ 支店長が回収の見込みがないのに反社会的勢力と関係の深い会社に融資し、銀行に損害を与えたとして、特別背任の容疑で逮捕された刑事事件です。情実融資の典型的な事例として、事案の内容を紹介しています。

◎ 営業担当者への抜き打ち性をもった調査方法として「事前予告なし調査制度」があるが、その具体的な実施内容は。また、調査は誰が行うのか。

→ 半期に一度の頻度で、事前に予告せず、対象となる営業担当者が出勤すると直ちに休暇を命じたり、勤務していても経常業務には就かせずに、顧客との接点を遮断したうえで、支店長がその営業担当者の営業鞆や営業車両、事務机の中などを調査、確認します。また、コンプライアンス・オフィサーが臨店した際に調査の実施状況を検証しています。

◎ コンプライアンス・オフィサーが臨店した際に実施した支店長に対するアンケートの結果をどのように活用していくのか。

→ 営業店の内部監査結果を検討する会議が本部各部出席のもと毎月開催されますが、10月に開催された当該会議に支店長に対するアンケートの集計結果を報告し、各部に対して平成23年度下半期以降の施策立案に反映、活用するようにしています。

以 上